

2008年10月3日

公正取引委員会 竹島一彦殿

審査請求書

審査請求人 竺原光江

次の通り、審査請求する

審査 請求人	住所	〒164-0012 東京都中野区本町 2-20-13 若葉ハイツ 14号
	氏名	竺原光江
	年齢	1974年11月18日生まれ(33歳)
【審査請求に係る処分】 2008年7月9日、資源エネルギー庁における独占禁止法違反の調査を依頼したところ、2008年9月29日に公正取引委員会から通知書(公審通第317号)が届き、「報告いただいた情報では、独占禁止法に違反する行為は認められず、措置は採りませんでした」との処分であった。		
【審査請求に係る処分があったことを知った年月日】 2008年9月29日		
【審査請求の趣旨及び理由】 再度、検討するよう請求する。理由は、手元に届いた通知書は納得できない。電話で、7月に面談した事務総局 審査局 情報管理室 藤井内閣府事務次官に確認を入れたが、回答は「公正取引委員会は、行政指導はしていない」、「再生可能エネルギー事業者が泣いていてもかまわないのか」との問いかけに、ごまかしたような返事であった。公正取引委員会は、民間企業が政策の犠牲になっていても疑問視しないのだろうか。すぐに公正取引委員会は行政機関を対象としていないのか調べたが、結果、行政指導はしており、行政機関に対しても、公正取引委員会との調整を期待するものであった。公正取引委員会のホームページ「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」にその旨が掲載されている。下に添付。言っていることとやっていることがまったく異なるようである。 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/dk/gyouseishidou.html より抜粋) 行政指導に関する独占禁止法上の考え方 <p style="text-align: right;">(平成六年六月三十日公正取引委員会)</p>		
はじめに 我が国においては、広範な分野において様々な形で行政指導が実施されており、行政指導は、行政の中で大きな比重を占めている。このような行政指導は、行政需要への機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成等のために行われている。一方、		

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法(平成五年法律第八八号)が制定され、同法において、行政指導の濫用を防止するとともに、行政指導の明確性及び公平性を確保する観点から、行政機関が行政指導を行う場合に遵守すべき事項について一定の規定が設けられている。

近年、消費者利益を確保することや我が国市場をより開かれたものとするのが内外から求められており、そのためには公正かつ自由な競争の維持・促進を図ることが重要となっている。また、公正かつ自由な競争を一層促進するとの観点からも規制緩和が積極的に進められているが、法令による規制が緩和又は廃止されたとしても仮に行政指導により事実上同様のことが行われれば、規制緩和の趣旨に反する結果となる。

行政指導は、行政機関が多様な目的のために行っているが、その中で、事業者の参入・退出、商品又は役務の価格、数量、設備等に直接・間接に影響を及ぼすような行政指導は、その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえあることに十分留意する必要がある。

事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。公正取引委員会は、当該事業者又は事業者団体の行為が独占禁止法違反行為の要件に該当するときは、当該行為を排除するための法的措置等を講じている。事業者又は事業者団体が行政指導に従って独占禁止法上問題のある行為を行った場合、当該行為について直接法的責任を問われるのは行政指導に従った事業者又は事業者団体となることから、行政機関は行政指導を行うに当たって、この観点からも慎重であることが求められるものである。また、このような場合、事業者又は事業者団体は、行政指導に従った行為であっても独占禁止法上問題となることを十分留意する必要がある。

公正取引委員会は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導については、従来、個々の事案ごとに事前に関係行政機関と調整を図り、問題点を指摘し、改善等を要望してきたところである。今般、公正取引委員会は、これまでの他の行政機関との調整事例や独占禁止法違反被疑事件の審査の過程等で認められた事例を踏まえて、行政指導に関する独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにするため、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(以下「本考え方」という。)を作成・公表することとした。**行政機関においては、本考え方に十分留意するとともに、本考え方で示したような独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある行政指導を行うに当たって個々の事案ごとに事前に公正取引委員会と調整することを期待するものである。**

抜粋は以上。審査請求人の要求は、地球温暖化防止に関する極めて重要なものである。日本だけでなく、京都議定書の目標を日本が達成できないことは、世界中の国々に気候変動の悪影響をもたらす。早急に解決しなければならない大問題である。資源エネルギー庁への調査要求に対して、一切妥協するつもりはないので、今後、さらに納得できなければ「公正取引委員会の不公正」をテーマに訴訟を起こす。今回の却下は、がっかりし、本当に憤った。通知書には「独占禁止法に違反する行為は認められない」とあるが、まるで説明になっておらず、どこがどのように違うのかわからない。

その他にも、公正取引委員会の業務上の疑念も生じている。7月に調査を依頼した際、後日、藤井内閣府事務次官から電話が入った。内容は「公正取引委員会が審議会に参加していると資料に書かれてあるが、どこの審議会に参加しているのか」との質問であった。改めて記載してあるホームページを調べ直すと、公正取引委員会のホームページに記載があった。今回も同様、行政指導を行っていることは、公正取引委員会のホームページに記してある。藤井内閣府事務次官は、赴任されて間もない人なのか。仕事内容は何か。業務内容を十分把握している人に担当して欲しい。公正取引委員会は税金で賄われている組織なのだから、仕事を十分に把握させ、税金が無駄にならないようにしなければならない。追加の情報として「告訴状(第1号)」を提供する。訴状にもその存在を記しているが、資源エネルギー庁の審議会の議事録の中から、職員が問題発言している部分を抜粋している。資源エネルギー庁の職員が電気事業連合会などの委員を目の前に、意図的に「再生可能エネルギーをかうな」と指示している。10頁参照。その他、資源エネルギー庁が直接政策を決定している様子なども記している。なお、審査請求人は、現在、地球温暖化防止のため、国(資源エネルギー庁)を相手に国家賠償を行っている。そのやり取りは、弊社のホームページで逐一公開しているので、参照願いたい。<http://www.patent-eco.net/>。公正取引委員会には、大勢の職員・765名(2007年4月)がいる。犯則調査権限もあり、関係者からの事情聴取もできるのだから、自らも調べる努力も行うべきである。強いものに立ち向かうことこそ、「戦う公正取引委員会」の評判に値するのである。

【処分庁の教示の有無及び内容】

無し

【審査請求の年月日】

2008年10月3日

【その他・添付書類等】

第1号 告訴状